

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年1月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200192 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2200018 号

第1 結論

昭和 47 年 12 月から昭和 48 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和 49 年 7 月から昭和 55 年 3 月までの請求期間及び平成 6 年 4 月から平成 7 年 2 月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成 5 年 3 月の請求期間及び平成 5 年 12 月から平成 6 年 3 月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成 7 年 3 月から平成 23 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 26 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 47 年 12 月から昭和 48 年 3 月まで
② 昭和 49 年 7 月から昭和 55 年 3 月まで
③ 平成 5 年 3 月
④ 平成 5 年 12 月から平成 6 年 3 月まで
⑤ 平成 6 年 4 月から平成 7 年 2 月まで
⑥ 平成 7 年 3 月から平成 23 年 2 月まで

私の国民年金加入手続は、昭和 47 年 12 月頃、母が A 市役所（当時）又は B 市役所で行った。

年金記録を確認したところ、請求期間①、②及び⑤について、国民年金保険料の納付記録がないが、①は定額保険料を、②及び⑤は定額保険料と付加保険料を納付した。請求期間③及び④は、定額保険料を納付したと記録されているが、付加保険料も合わせて納付した。請求期間⑥は、保険料免除期間と記録されているが後に追納した。

いずれの請求期間も保険料納付は母に任せており、具体的な納付状況は不明であるが、納付受領印のある書類を確認した記憶があるので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、請求者の国民年金加入手続は、昭和47年12月頃、母がA市役所又はB市役所で行い、国民年金保険料の納付も全て母が現年度に行っていた旨主張している。

しかしながら、戸籍の附票により、請求者は昭和47年12月1日付けでB市に、昭和54年10月5日付けでC市に住所を定めたことが確認できるところ、請求者の国民年金手帳記号番号（＊。以下「手帳記号番号」という。）は、請求者の年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出簿により昭和55年4月11日にC市で払い出されたことが確認でき、請求者の国民年金の加入手続は、当該手帳記号番号の前後の番号を持つ任意加入者の資格取得年月日から、同年3月下旬に行われたと推認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムにおいて検索を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できないほか、国民年金手帳記号番号払出簿において、B市で昭和47年12月から昭和48年3月まで及び昭和49年7月から昭和54年10月までに払い出された手帳記号番号を確認したが、請求者に払い出された手帳記号番号は確認できない。

なお、昭和47年12月1日付けでB市に転入した後に、A市において国民年金の加入手続を行うことはできない。

以上のことから、請求者は、請求期間①当時は国民年金に未加入であり、請求期間①に係る国民年金保険料を現年度に納付することはできない。

さらに、請求者に手帳記号番号が払い出された昭和55年4月11日は、第3回特例納付の実施期間中であることから、請求期間①に係る国民年金保険料を特例納付により納付することは可能であるが、請求者が保険料納付を行ったとする請求者の母は既に亡くなっていること、特例納付の有無を含む保険料納付状況について確認することができない。

2 請求期間②について、請求者は、請求者の母がB市役所において、定額保険料及び付加保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、前述の請求者の手帳記号番号払出日において、請求期間②に係る国民年金保険料は、現年度納付、過年度納付、第3回特例納付のいずれかにより納付することは可能であったが、C市は、当時の国民年金の加入状況や保険料納付状況を確認できる資料は保管していないとしており、請求者が前述の国民年金加入手続を行った直後にC市から転入したB市が作成した国民年金被保険者名簿には、当該期間に係る保険料が収納されたことを示す記録はない。

また、B市は、同市における請求期間に係る国民年金保険料の収納業務について、保険料の納付記録等は保管しておらず、市役所庁舎内の金融機関の派出所において保険料の納付が可能であったことを確認できる資料はない上、市職員が保険料を直接受領する取扱いはない旨回答しており、請求者の主張について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、請求者の付加保険料に係る申出日は平成元年3月17日、期間は同年3月から平成7年2月までであり、請求期間②について申出があったことは確認できない上、上記の国民年金被保険者名簿にも、付加保険料の申出に係る記載はない。

3 請求期間③及び④について、請求者は、請求者の母が定額保険料のみでなく付加保険料も納付していた旨主張しているところ、当該期間は、前述のとおり付加保険料納付の申出が行われている期間である。

しかしながら、オンライン記録によると、上記の請求期間に係る定額保険料の収納年月日は、請求期間③は平成5年7月6日、請求期間④は平成6年6月23日及び平成8年3月22日であり、いずれも過年度納付であるところ、過年度納付の時点では、制度上、付加保険料を納付することはできない。

4 請求期間⑤について、請求者は、請求者の母がB市役所において、定額保険料及び付加保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、B市の回答は前述のとおりであり、請求者の主張について確認できない上、オンライン記録によると、請求期間⑤の直前の請求期間④は過年度納付により定額保険料を納付し、直後の請求期間⑥は保険料免除期間であると記録されており、請求期間⑤に係る定額保険料を現年度納付していたこと及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情はない。

5 請求期間⑥について、請求者は、時期は不明であるが母がB市役所で追納の申込みを行い、その後の追納に係る保険料納付も母が同市役所で行った旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間⑥は、平成7年3月から平成13年5月までは申請免除期間、同年6月から平成23年2月までは法定免除期間とされており、これらの期間について国民年金保険料の追納を行うためにはその申込みを行う必要があるところ、B市の国民年金担当は、確認できる資料はないが当時も現在と同様に市役所において追納の申込みを受け付けていたようであると陳述しているものの、オンライン記録によると、請求者について、当該期間に係る保険料追納の申込みが行われた記録はない。

また、B市は、国民年金保険料の追納についても、市役所庁舎内の金融機関の派出所において納付が可能であったことを確認できる資料はない上、市職員が保険料を直接受領する取扱いはない旨回答している。

さらに、請求者の母は既に亡くなっており、追納の申込み及び保険料納付について確認することができない。

加えて、請求期間⑥は192月と長期間である上、平成9年1月には基礎年金番号が導入され、平成14年4月には国に収納事務が一元化され、年金記録管理の強化が一層図られた時期であることを踏まえると、年金記録に過誤が生じる可能性はきわめて低いと考えられる。

6 請求者は、国民年金保険料の納付受領印のある書類を確認した記憶があるとしているものの、現在は当該書類を所持しておらず、そのほか、請求期間①から⑥までについて、請求者の主張どおりの保険料納付が行われたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間①から⑥までについて、その主張どおりの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。